

# 権利擁護サポートセンターだより

第1号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

## ～ 創刊のごあいさつ ～

水戸市社会福祉協議会「権利擁護サポートセンター」は、県央地域成年後見支援事業として3年目を迎え、市民後見人養成講座修了生や市町村と、より広く、情報を共有し、連携を深める事を目的に「権利擁護サポートセンターだより」を発行することとしました。

本センターで開催する学習会や成年後見制度に関する諸制度の変更など、お知らせしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## お知らせ

### ● 笠間市住民向け学習会が開催されます

令和元年7月19日（金）、『笠間市地域交流センター「トモア」』（笠間市友部駅前1番10号）にて、『市民向け権利擁護学習会』を開催します。

ファイナンシャルプランナーを講師に迎え、『自らが望む、介護・財産管理・相続のためのエンディングノート活用術 ～成年後見制度まで見据えた生活設計をしよう～』と題し、本会で作成したエンディングノートを活用し、成年後見制度の基礎的な知識、意思決定支援について学びます。是非、ご参加ください。【別紙チラシをご覧ください】



### ● 法人後見受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和元年5月31日現在

・受任件数21件（水戸市社協12件、ひたちなか市社協2件、東海村社協7件）

| 受任社協名    | 市町村名   | 後見 | 保佐 | 補助 | 計  |
|----------|--------|----|----|----|----|
| 水戸市社協    | 水戸市    | 10 |    | 1  | 11 |
|          | 笠間市    | 1  |    |    | 1  |
| ひたちなか市社協 | ひたちなか市 | 2  |    |    | 2  |
| 東海村社協    | 東海村    | 4  | 3  |    | 7  |
| 合計       |        | 17 | 3  | 1  | 21 |

・受任予定件数3件（水戸市社協3件）

## ニュース

### ●「診断書の書式の改定」と「本人情報シートの導入」がされました

平成31年4月1日より、「診断書の書式の改定」と「本人情報シートの導入」がされました。従前は財産管理面を重視した文言になっているとの指摘があり、意思決定支援の考え方や身上監護など福祉面を重視し、改定と導入がなされています。

#### 診断書の書式改定について

医師の診断書は、鑑定の要否の判断との関係で家庭裁判所の迅速な審判に資するものであるとともに、類型（後見・保佐・補助）の判別に大きく影響があるもので、本人の行為能力の制限に関連するものとされています。

今回の改定は、①判断能力についての意見等の見直し、②判定の根拠を明確化するための見直しがされています。これにより本人の判断能力に応じた類型で審判が下りるようになり、本人の自己決定権の尊重や、本人保護といった趣旨が実現でき、利用者がメリットを実感できるようになるとされています。

#### 本人情報シートの導入について

本人情報シートは、後見等開始の申立てを行いたいと考えている本人やその親族から、本人の福祉の担当者に対し作成の依頼をします。本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載していただき、医師に本人の生活状況等を伝え、医学的な判断をする際の補助資料として導入されています。また、家庭裁判所における判断能力と後見人選定の検討資料や、成年後見人等が選任された際の本人の情報を確認する資料として活用が想定されています。

## ワンポイントコーナー

Q 本人情報シートを作成する福祉の担当者とは？

A 福祉の担当者とは、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員として本人を支援している方々、病院や施設の相談員、市町村が設置している地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員によって作成されることが想定されています。

発行：社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会  
権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地

電話：029-309-5001

E-mail：kenriyugo@mito-syakyo.or.jp